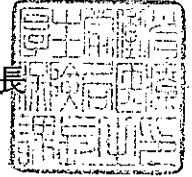


保医発0719第6号
平成23年7月19日

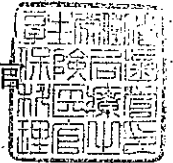
地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官

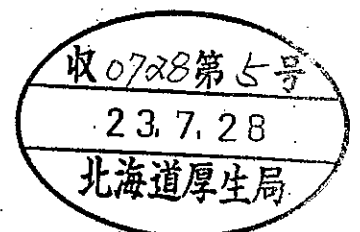


「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の
留意事項について」の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)について下記のとおり改正し、本日より適用することといたしましたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1の第2章第1部B001の2(1)のシ中「関節リウマチ又はループス腎炎」を「関節リウマチ、ループス腎炎又は潰瘍性大腸炎」に改める。



(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 全身型重症筋無力症、<u>関節リウマチ</u>、<u>ループス腎炎</u>又は<u>潰瘍性大腸炎</u>の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの</p> <p>ス～セ (略)</p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第1部 医学管理等</p> <p>B001 特定疾患治療管理料</p> <p>2 特定薬剤治療管理料</p> <p>(1) 特定薬剤治療管理料は、下記のものに対して投与薬剤の血中濃度を測定し、その結果に基づき当該薬剤の投与量を精密に管理した場合、月1回に限り算定する。</p> <p>ア～サ (略)</p> <p>シ 全身型重症筋無力症、<u>関節リウマチ</u>又は<u>ループス腎炎</u>の患者であってタクロリムス水和物を投与しているもの</p> <p>ス～セ (略)</p>